

## 「蚕糸業ニ関スル経歴私記」

—山陰製糸会社の創始者　亀井甚三郎—

谷　口　啓　子

はじめに

翻刻資料「蚕糸業ニ関スル経歴私記」（以後、「私記」と記す）は、鳥取県中部で良品質の生糸の生産を目指し、工夫改良研究を積み重ねた亀井甚三郎（一八五六—一九三〇）の覚書である。

亀井甚三郎は明治一三（一八九〇）年三十三歳の折、同様の志を持つ人々を募り、倉吉町大字福吉町に山陰製糸会社を創立した。亀井が興した山陰製糸は郡是製糸に移譲（一九三三）されるまで、とりわけ明治後期から大正にかけて、県内では坂口平兵衛が米子に興した米子製糸と並び立つ二大製糸会社の一つで、二つの会社ともエキストラ格（飛切

格）の生糸を生産する会社として全国的に有名であった。特に山陰製糸は、明治三三年のパリ万国博で名誉大賞、明治三七年のセントルイス万国博で最高名誉大賞を受賞する等、全国最高品質の生糸を製出し注目されていた。

山陰製糸の品質向上の努力工夫については、『鳥取県史』近代第三巻経済篇の「養蚕業の発展」の項に記述があり、「私記」が元原稿として使用されたようである。山陰製糸は製糸技術のみならず、その原料となる優れた繭の産出法を特に熱心に研究した。国の生糸検査所技手德田実也は米子製糸も念頭に置きながら、「原料の佳良なるは實に山陰（地方の意味—石井寛治補注）製糸の成果を揚げたる主要の原因也。」（『大日本蚕糸会報』一九一一号）と断定している。石

井寛治は『日本蚕糸業史分析』（一九七一年刊行）で、徳田の言葉を引きながら、山陰製糸の優良繭確保法には注目に値するものがあると紹介している。石井は『鳥取県勧業沿革』、『東伯郡誌』、『大日本蚕糸会報』の記述を基に分析をし、品評会方式により直接養蚕農家の意欲を高めしたこと、県と協力して良質の繭の製造を研究したことの二点を、効果を挙げた要因とみなした。

製糸業は明治から昭和初期まで日本最大の輸出産業であり、外貨獲得産業であった。半製品である生糸は外国で完成品となつたが、それはその地でも奢侈品であり、高品質を保つことは後発国の中間にとつて非常に重要な課題であった。山陰製糸が創立された頃の最大の輸出先はアメリカであり、アメリカで高い評価を得ることは特に意味があった。明治末期に「鎧印」の商標をつけた山陰製糸産出の生糸は、米子製糸の製品とともにニューヨークで「優等糸」としての評価を得た（『繭と生糸の近代史』）。『優等糸』はアメリカで絹糸（綿糸）として使用された。「優等糸」製糸会社の国内の代表格は郡是製糸であったが、山陰製糸の活動は「郡是製糸の波多野を強く刺激していた」（『日本蚕糸業史分析』）という。

「私記」は第一から第一二まで項目をたて、第一から第三までは会社創業に至るまでの経緯、第四から第一二まで

は「優等糸」産出に關わる工夫改良の記録に充てている。記録は次のようになる。

- 第四、第五 生糸切斷防止の工夫
- 第六、第七 繭の損傷を防ぐ貯繭法（乾燥貯繭法）
- 第八 生糸の節の除去法（生糸切纖器の発明）
- 第九、第一一 繭繭、蚕種の改良普及
- 第一二 農民の良繭産出の意欲向上法

蚕糸業の発達を目指した鳥取県は、雑多な蚕品种を統一するために明治三六（一九〇三）年に全国初の県立原蚕種製造所を設立し、山陰製糸が改良開発した新品種「山陰又昔」を優良種とみなし県内に普及した。明治四四年には県内の蚕種はほとんど「山陰又昔」に統一された。県立蚕業試験場（大正一一（一九二二）年改称）の『原蚕種配布満二十五週年記念帖』は、「之（山陰又昔のこと）ヨリ製出セラル、生糸ハソノ品質ノ優秀ナル点ニ於テ天下無双ノ声譽ヲ得タリ」と記している。県と山陰製糸が協力して優良蚕種を開発普及したことが、山陰製糸に限らず県内で高品質の生糸生産を可能にしたといえる。

大正八（一九一九）年段階で鳥取県の蚕糸業（養蚕・製糸業）の生産額は米に次いで第二位、全体の三〇%近くに

なり、県経済を支える産業に成長した（『鳥取県統計書』）。鳥取県の生糸生産数量の伸びは著しく、明治三六年（一九〇三）から大正七（一九一八）年までの一五年間に五・四九倍となり、その伸び率は全国七位であった（『繭と生糸の近代史』）。

「私記」は未発表のものであり、かつての県経済を支えた基幹産業の特質を研究する際の基礎資料となるであろうと考え、翻刻を試みた。ただ、「私記」中の別表一、二、三は、山陰製糸産生糸の優良性を表す検査成績表（別表一は、山陰製糸開発の貯蔵法による利益の算出表。別表二、三は、山陰製糸産生糸の横浜生糸検査所による検査結果）であるが、紙幅の関係でその部分は割愛した。

また、「私記」には、別表の他に甚三郎の「履歴書控」が付されている。表紙には「私記」と同じく「明治三八年七月差出シ」と書かれており、同時に提出されたものであることが分かる。差出先是不明であるが、おそらく大日本蚕糸会に提出されたものであろう。明治四〇年一月に甚三郎が大日本蚕糸会から金賞牌を受けていることから、受賞候補者として関係書類の提出を求められ、その控えを残したものと考えられる。さらに「履歴書控」には明治三八年以降の記述もあり、追記がなされたものと推察される。追記も含めてすべての部分の筆跡は同じであり、後日改めて

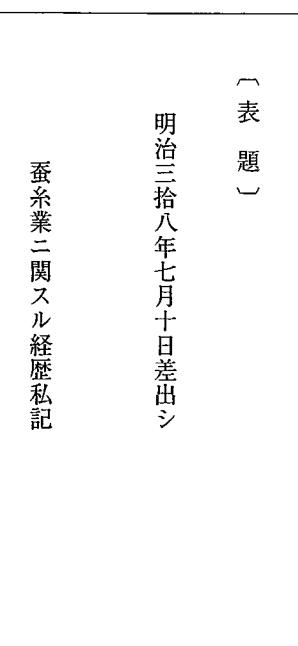
書き直したのである。「履歴書控」は、「私記」を理解する上でも重要であり、また、亀井甚三郎の起業家としての参考資料になると想え、今回「私記」とともに翻刻を行つた。

#### 【追記】

翻刻にあたり、資料所蔵者で甚三郎氏の曾孫にあたる亀井理氏には多大の協力をいたいた。記して厚くお礼申し上げます。

#### 【凡例】

- 一 原文書及び写真（表紙口絵）は亀井理氏所蔵のものである。
- 二 適宜、句読点及び「—」を付した。
- 三 旧字体は原則新字体に改めた。
- 四 外国地名の漢字表記にはフリガナを付した。



### 亀井甚三郎蚕糸業ニ関スル経歴私記

#### 第一 志ノ起因

窃カニ本邦生糸界ヲ観察スルニ、既ニ著ルシク其歩武ヲ進メツ、アリテ、優ニ産糸國ノ声価ヲ占ムルニ至レリト雖トモ、市価ヲ伊ムト競フ能ハズ。常ニ多少ノ損敗ヲ蒙レリ。蓋シ輓近歐米ノ機業ハ、益々其精巧ヲ極メテ愈精良ノ糸料ヲ需用スルニモ拘ラズ、本邦ノ製糸タルヤ依然トシテ旧習良ノ念勃然トシテ禁スルコト能ハス。遂ニ意ヲ決シテ躬ヲ

ヲ脱セズ、其製法技術ノ精密ナラサル、歐米機業者ノ嗜好ニ投スルコト能ハサルニ座セズンバラズ。於是乎生糸改良ノ意反シテ良ノ念勃然トシテ禁スルコト能ハス。遂ニ意ヲ決シテ躬ヲ

#### 第三 創業

#### 第二 研究

廿三年一月桑田國藏等同志五名ヲ募リ生糸改良ノ目的ヲ以テ倉吉町大字福吉町へ山陰製糸会社ナルモノヲ創設シ、本社全般ノ業務ヲ専任シテ彼ノ仏國最新ノ器械ニ拠リテ、直揚百人織蒸氣器械ヲ構造シ十ヶ月ノ後僅ニ開業スルニ至リ。

#### 第四 再織法研究

然レトモ創業日尚ホ浅キヲ以テ、事多クハ其ノ意ト反シテ未タ良好ノ成績ヲ収ムルコト能ハズ。随テ其糸質ノ善良ナ

ルニモ拘ラズ、之ヲ再繰スルニ際シ頻リニ其切断スルノ患アルヲ以テ、未ダ歐米沽客ノ嗜好ヲ買フコト能ハズ。為ニ百余個ノ生糸ヲ空シク之ヲ庫中ニ堆積スルニ至ル。翌廿四年八月中各糸業地ノ再遊ヲ試ミ、遂ニ横浜ニ到リテ斯業ニ精通セル各内外人ニ就キ、精覈ナル調査ヲ遂ゲ同年十月中帰笈。

## 第五 再繰器械改造

### 一、繩織ノ温度及ビ時間

同年十月中本邦在来ノ器械ヲ取捨シ、傍ラ伊仏ノ器械ヲ參酌シ、更ニ自己ノ意匠ヲ加ヘ、茲ニ乾燥式再繰蒸氣器械ニ改造シ、二十五年一月中漸ク其成功ヲ告ゲ頗ル良成績ヲ得タリ。

## 第六 貯繩法研究

尋テ起リシ研究ハ貯繩法是ナリ。本邦ノ氣候タルヤ其空氣中多量ノ水分ヲ含有スルヲ以テ、到底在来ノ如キ天然ノ乾燥及疎漏ノ貯蔵ニテハ繩質ヲ損傷スルコト甚シキガ為メ、繩糸ノ労多クシテ而モ糸量ヲ減シ、又品位ヲ落スノ困難ヲ免レズ。苟モ巧ラ伊仏ト競ハントセハ、第一ニ此三者ヲ除カサルヲ得ス。此ニ於テカ只管之ガ方法ヲ講究シツ、アリ

### 一、繩燥室ヲ作ルコト及ビ其構造法

#### 一、鑑説方法

今ヤ一般三行ハレツ、アルヲ以テ其詳細ヲ略ス。

此方法タルヤ解舒良好ナルヲ以テ糸量ヲ増スコト、凡ソ九歩、而モ糸質ノ品位ハ極メテ雅ナル者トス。試ニ糸歩ノ点ニ於テ當時ノ代価ヲ以テ算シ來レバ、其成績ハ第一号表ノ如ニシテ、乃チ成繩壱千石ニ対シ金弐千百九拾六円五拾錢ノ增收ヲ視ルノ割合ニシテ、進ンデ試ニ別紙第一表（省略）ニ拠リテ全国壱ヶ年ノ產繩高即チ壱百五拾八万〇弐百四拾石（明治廿四年ノ統計ニ拠ル）二対スル該収利額ヲ通算スルトキハ、實ニ一ヶ年金參百四拾七万〇九百九拾七円拾六錢トハナレリ。豈ニ一驚ヲ喫スベキノ巨額ニアラズヤ。然ラバ右發明乾燥貯繩法タルヤ其國家ニ裨益スル所以ノモノ、蓋シ亦鮮少ナラサルモノアラン歟。因テ該比較表ヲ調製シ博ク之ヲ同業者ニ

頒チ頻リニ該方法ヲ勧説セリ。  
本社製出ノ改良生糸ガ頓ニ其声価ヲ横浜市場ニ馳テ、大ニ各内外人ノ信用ヲ博シ、殆ンド伊仏ノ優等品ヲ凌駕スルニ至レル者、確ニ之ガ一因タルヲ信セスンバアラズ。

## 第七 乾燥貯繩法ノ普及

爾後該改良製糸及鍾誥貯繩共各府県庁若クハ各実業学校並ニ横浜神戸両検査所等ヨリ参考備品トシテ之ヲ徵求セラル、コト三十余ニ達シ、又二府十六県當業者ハ來リテ實地練習ヲ受クルニ至リシガ、今日ニ至テハ概不普及スルヲ認ムルナリ。

## 第八 類節除去研究

廿八年中本邦生糸直輸出業横浜生糸合名会社米国支店長新井某ナル者本邦同業者へ対シ、左ノ諭告ヲナシテ曰ク「本邦ノ生糸タルヤ概不類節ノ弊アリ。旦優等品ニハ縮類ノ害多クシテ往々尺余ノモノヲ認ムルコト之アリ。是ヲ以テ精

## 第九 番繩ノ研究

良織物ノ原料ニ適セズ。若シ今ニシテ之ガ矯正ヲ計ルニアラスンハ、終ニ救フ可カラサルノ悲境ニ沈淪スルモノアラント」。爾後之ガ精査ヲ為スコト數閱月ニシテ、始テ之ガ

シガ、適マ廿三年四月中森田真ガ著述ニ係ル貯繩新法出ルヲ以テ、直ニ其方法ヲ試ミシモ、惜ムラクハ其手段不完全ニシテ未タ実用ノ功績ヲ認ムルコト能ハズ。然ルニ不幸ニシテ、該著述者森田氏ハ同年中病ヲ以テ逝ケリ。因テ其遺志ヲ継ギ、益々其方法ヲ講究スルコト數年漸ク同二十五年ニ至リ、始メテ一ノ新案ヲ發見シタリ。乾燥貯繩法是ナリ。

### 其方法左ノ如シ

#### 一、繩燥室ヲ作ルコト及ビ其構造法

#### 一、繩燥ノ溫度及ビ時間

シガ、適マ廿三年四月中森田真ガ著述ニ係ル貯繩新法出ルヲ以テ、直ニ其方法ヲ試ミシモ、惜ムラクハ其手段不完全ニシテ未タ実用ノ功績ヲ認ムルコト能ハズ。然ルニ不幸ニシテ、該著述者森田氏ハ同年中病ヲ以テ逝ケリ。因テ其遺志ヲ継ギ、益々其方法ヲ講究スルコト數年漸ク同二十五年ニ至リ、始メテ一ノ新案ヲ發見シタリ。乾燥貯繩法是ナリ。

二第三表（省略）ノ如シ。

翌三十年五月中適マ神戸市ニ於テ関西府県連合共進会ノ擎アリシヲ以テ右三種ノ製糸及該成績表ヲ提出シテ聊カ當業者ノ資考ニ供シタリキ。本邦ノ蚕繭タルヤ多種複雜ヲ極ム。故ニ其繭質纖維并ニ形状ノ均一ナラサルヲ以テ精良ノ生糸ヲ作ラントスル者其困難云フ可カラズ。況ンヤ輓近ニ至リテ繭質漸ク粗悪ニ傾キ、其弊誠ニ言フニ堪エサルモノアリ。依リテ去ル二十七年中横浜生糸貿易商洪沢商店ニ托シテ清國特別ノ蚕種數枚ヲ取寄せ、之ヲ本県立農學校養蚕教師正垣種太氏ニ嘱託シテ其飼育ヲ試ムルコト三ヶ年、漸ク去ル二十九年七月中始メテ最良ナル所ノ蚕種若干ヲ收得スルニ至レリ。蓋シ繭維ノ細密伸力ノ強靱且ツ解舒容易光沢善美ニシテ、大ニ本邦在来ノ各種ト其優劣ヲ異ニスルモノナリ。從來本県下飼育ノ蚕種ハ又昔小石丸青熟ノ三種ト規定セラル、ニモ拘ラズ、翌三十年度本県中央蚕糸業組合連合会ニ於テ右三種中青熟ノ一種ヲ除キテ之ニ換フルニ、該清國複製種ヲ以テセンコトヲ決議セリ。於是乎県立農學校長山瀬幸人氏ト相謀リテ該種ニ命名スルニ伯陽ノ二字ヲ以テセリ。而シテ無代価ヲ以テ偏ク之ヲ各養蚕家へ頒付シ盛ニ其飼育

本邦ノ蚕繭ハ其種類雜多ニシテ隨テ其形狀纖維各其特質ヲ異ニシ製糸ニ便ナラズ。加フルニ飼育術ノ進歩スルニモ拘ラズ蚕児漸ク虛弱ニ陥リ、繭形粗大トナリ縮皺浮遊シ俗ニ天鵝絨質ナラサル者ナキニ至レリ。要スルニ糸質粗悪強伸ニ力全カラズ、纈節多キ所以ナリ。支那繭及ビ本邦各種繭ニ對シ年々比較試験ヲ為シタルノ結果、全ク根本的ニ蚕種ノ改良ヲ為サ、ルヲ得サルコトヲ感シ、三十一年中鳥取県立農學校養蚕教師正垣種太等數輩ト相謀リ、其六月中農商務省ノ認可ヲ得テ東伯郡蚕糸同業組合ヲ設立シ、尙ホ自ラ四拾余坪三階造リノ原蚕種製造所ヲ建設シ、右組合ニ貸与シ正垣種太ヲシテ其技術師トナシ、各種蚕繭中尤モ雅良ノ者ヲ特撰シ特別改良原蚕種ヲ製造シ、猶同組合規定ニ拠リ種繭撰定会ナル者ヲ設ケ、右特撰種類ニ合格セサル者ニハ之ヲ無代価ニテ分与シ、盛ニ改良種ノ普及ヲ促シタリシニ、三十三年ニ至リ政派ノ争ヒハ同業組合ニ及ボシ、終ニ折角ノ事業ヲ中途廢絶スルノ否運ニ遭遇シタルヲ以テ、三十四年度ヨリ奮然トシテ我ガ山陰製糸会社中蚕種部ヲ置キ、正法ヲ案出シ、其成績顯著山陰又昔トシテ独特ノ称ヲ博スル垣種太ヲシテ故ノ如ク技術ヲ担当セシム。更ニ又還元原種法ヲ案出シ、其成績顯著山陰又昔トシテ独特ノ称ヲ博スル

其方法凡ソ左ノ如シ

第拾弌 嘉獎

原々種成ル可ク自然ニ任シテ飼育シ、而シテ蚕ノ強壯ナル者成繭ノ純良ナル者及ビ種子ノ雅ナル者ヲ精撰シ、一ハ以テ再ビ原々種トナシ他ハ原種トスルコト。  
即チ原々種ヲ普通飼育法ニ依リテ飼育シ、

即チ原ノ種ニ貴重飼育法ニ付シ。即チ之ヲ一般ノ蚕種トスルコト。即チ一般養蚕者ハ原々種ヨリ三代目ヲ飼育スルコト。

第拾壹 山陰又昔ノ普及

ニ比シ三割以上ノ增收アルコト確ナリトス。殊ニ糸質純良  
糸量多キヲ以テ市価亦他ニ比シテ一割ヲ加フ。此ニ於テ乎  
東伯郡ハ期セシミテ此ノ種ニ一定シ、漸ク東西ニ蔓延スル  
ニ至ル。幸ニシテ県庁ニ於テモ茲ニ見ル所アリ、三十六年  
度ヨリ原蚕種製造所各支部ニ於テ種繭審査会ヲ設ケ、一般  
ヲシテ該又昔ノ一種ニ一定セラレタルヲ以テ其普及極メテ  
速ナリシノミナラズ、終ニ天下ニ名ヲ博シ、内國各養蚕地  
ヨリ該蚕種注文年一年ニ多ヲ加ヘ、今ヤ數万ヲ以テ數ヘ其

但蘭量式拾貰以上ノモノ	玄米拾俵	壹名	壹名
但蘭量拾八貰以上ノモノ	玄米五俵	壹名	壹名
但蘭量拾五貰以上ノモノ	玄米參俵	壹名	壹名
但蘭量拾參貰以上ノモノ	玄米壹俵ツ、	壹名	壹名
但蘭量拾貰以上ノモノ	參拾タ		

此外額量八貫目以上拾貰日未満ノ者三拾名へ対シ獎励  
金式円乃至壱円ヲ贈与ス。

附錄

〔表題〕

明治三十八年七月十日差出シ

山陰製糸合名会社ハ其規模計画トモ甚三郎自ラ其責ニ当ル

モ、其始メハ桑田藤十郎外四名ヲ以テ創立セシモ、幾モナク桑田藤十郎外式名ハ相次テ退社シ、今桑田國藏ト甚三郎ト二人トス。資本金ハ始メ壱万七千五百円ニ起リ漸次六万円トナシ、又從前壱百參拾六台ノ器械ナリシモ漸次改良拡張シ、猶三十三年大ニ工ヲ起シ三十五年ニ至リ竣工シ總金式百拾六台トナシ、三十六年ヨリ產額三百余個トナリ、製品益々名声ヲ博シ世界第一位ノ最高価ヲ以テ賣買シツ、アリ。

明治三十三年中（西暦壱千九百年）仏國巴黎<sup>パリ</sup>萬國博覽会ニ

於テ名譽大賞牌ヲ、同三十六年中内國勸業博覽会ニ於テ壱等賞牌ヲ、同三十七年中聖路易<sup>セントローライ</sup>萬國博覽會ニ於テ最高名譽大賞牌ヲ受ク。其他内外博覽會共進会等ニ出品シテ賞ヲ受

ケシコト拾數二及ベリ。

履歴書

鳥取縣東伯郡倉吉町大字西町五拾七番地

平民

亀井甚三郎

安政三年二月六日生

一 開蒙學校保護人申付候事

明治八年四月二十日

鳥取縣權令 三吉周亮

一 成德小學校新築費之内ヘ金拾式円差出候段、奇特ニ付為其賞木壱壱個下賜候事

明治十八年二月十八日

鳥取縣令從五位勲四等 山田信道

一 明治十七年十二月中久米郡成德小學校へ金拾五円寄附候段、奇特ニ付為其賞目録之通り下賜候事

明治十八年四月廿日

鳥取縣令從五位勲四等 山田信道

一 明治十四年中當町成德小學校新築ニ際シ聊カ微功ヲ効

セリ

一 明治十八年二月中久米郡成德小學校へ金拾五円寄附候段、奇特ニ付為其賞目録之通り下賜候事

明治十八年四月廿日

鳥取縣令從五位勲四等 山田信道

一 久米郡會議員補欠員

鳥取縣

明治十五年一月四日

右明治十五年四月十九日本郡撰挙會ニ於テ投票多數二依リ當撰狀如件

明治十五年六月十日

河村久米八橋郡長 荒尾光就

明治十八年十一月廿四日

鳥取縣令從五位勲四等 山田信道

明治十八年七月中県立倉吉農學校開校式費へ金式円寄附

候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年十一月廿四日

鳥取縣令從五位勲四等 山田信道

明治十八年七月中縣立倉吉農學校開校式費へ金式円寄

候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年十一月廿四日

明治十八年十一月廿四日

鳥取県令従五位勲四等 山田信道

一 明治二十年三月四日久米郡撰奉会ニ於テ投票多数ニ拠  
リ、鳥取県會議員補欠員タルヲ証ス

明治二十年三月十二日

河村久米八橋郡長 梶川正温

一 明治十八年十一月中久米郡倉吉仲ノ町道路修繕費ヘ金  
六円寄附候段、奇特之至リニ候事

明治十八年十二月廿八日

鳥取県令従五位勲四等 山田信道

一 明治十八年三月中久米郡七番学区成徳小学校學資積金  
錢參厘寄附候段、奇特之至リニ候事

明治十九年七月三十日

鳥取県知事従五位勲四等 山田信道

一 明治十九年九月中久米郡七番学区成徳小学校學資積金  
ヘ拾壹円九拾錢寄附候段、奇特之至リニ付為其賞木杯壹  
個下賜候事

明治十九年十月廿九日

鳥取県知事従五位勲四等 山田信道

代理鳥取県書記官従六位 萩原汎愛

一 明治廿年中地方農工商業上ノ金融便益ヲ相計ランガ為  
ニ桑田藤十郎等數名ト俱ニ发起人トナリ、茲ニ倉吉融通

明治二十一年二月四日

鳥取県知事従四位勲三等 山田信道

一 従来本町境域内所在ノ水田タルヤ概不其区画狭隘畦畔

不整ニシテ耕耘收穫共ニ其便益ヲ相欠クモノアリ因テ明  
治廿一年中同志數輩ト銳意率先多方勸誘シテ大ニ畦畔更  
修ノ事業ヲ企画シ遂ニ數月ヲ経ルノ後始テ能ク其成功ヲ

告ヶ田区整然タルヲ得タルノミナラズ壹町余ノ増歩ヲ得  
ルニ至レリ

明治二十一年十二月十日

河村久米八橋郡長 梶川正温

参考

旧田反別 四拾三町七反九畝拾五步

此筆数 五百六十五 窭数 壱千二十

改正田反別 四拾四町八反一畝拾二步

此筆数 二百九十一 窩数 七百七十四

ルヲ証ス

一 久米郡撰奉県會議員山林友藏辞任候條、正員ニ補充ス

附候段、奇特ニ候事

明治二十一年十二月廿四日

河村久米八橋郡長 梶川正温

旧烟反別 二反六畝五步

此筆数 九 窩数 九

改正烟反別 二反七畝廿一步

此筆数 五 窩数 九

差引増反別

田 壱町壹畝二十七步  
烟 壱畝十六步

明治廿三年十二月十二日

鳥取県知事従四位勲四等 武井守正

此改正ニ要シタル費用合計金壹百八拾四円壹厘ニシテ之  
ヲ田区增反別ノミニ課当スルモ一反ニ付金拾八円拾六錢

九厘二通ズ

議第一二九号

一 本日開会セシ該郡選奉県會議員選舉會ニ於テ正員當選

ニヨリ、鳥取県會議員補欠員タルヲ証ス

一 明治二十一年十二月九日久米郡撰奉會ニ於テ投票多數

一 本日開會セシ該郡選奉県會議員選舉會ニ於テ正員當選

ニ候條、承諾届書差出シ有之度此段及通知候也

明治廿四年二月廿日



鳥取県知事正五位勲四等 寺田祐之

一 明治三十五年十一月中東京市麹町区富士見町官邸二テ

蚕糸業談話会開設ノ節 農商務大臣ヨリ召サレタリ

一 東伯郡蚕糸同業組合ノ推撰ニヨリ原蚕種製造所倉吉支所種蘭審査員ヲ命ス

明治廿九年五月廿二日

鳥取県

一 原蚕種製造所倉吉支所種蘭審査会審査員ヲ命ズ

明治三十六年六月五日

鳥取県

一 明治三十二年度東伯郡成徳尋常高等小学校舍増築費ノ内ヘ金六十円寄附候段、奇特ニ付為其賞木杯壹個下賜候

事

明治三十六年八月一日

鳥取県知事正五位勲四等 寺田祐之

一 明治三十六年九月東伯蚕糸同業組合委員ニ擇舉セラル

明治三十八年九月二十日

鳥取県知事從四位勲四等 寺田祐之

一 明治三十七八年戦役ノ際報國ノ旨意ヲ以テ從軍者家族扶助ノ為金十一円寄附候段、奇特ニ候條其賞トシテ木杯壹個下賜候事

明治三十八年九月二十日

鳥取県知事從四位勲四等 寺田祐之

一 明治三十七八年戦役ノ際軍需品トシテ毛布一枚献納候

段、奇特ニ候事

明治廿九年七月廿六日

鳥取県知事從四位勲三等 寺田祐之

一 明治四十年一月廿七日左ノ賞状并二賞牌ヲ拝戴ス

賞 状

鳥取県東伯郡倉吉町

夙ニ躬ヲ蚕糸業ニ委不、関東東北地方ヲ巡視シテ実地ノ得喪ヲ攻究シ、明治二十三年同志ト相謀リ山陰製糸会社ヲ創立シ、仏國式製糸機械ヲ装置シ経営慘憺著々改良ノ実ヲ挙ゲ、今ヤ其製品ハ世界稀有ノ高価ヲ以テ売却シ得

ルニ至レリ。又多年苦心ノ結果乾燥貯蘭ノ新法ヲ案出シ、又類節除去ノ研究ニ從事シテ生糸切織器ヲ發明シ、又蚕蘭蚕種ノ改良ニ努力シ、又生糸ノ精粗ハ主トシテ蘭ノ良否ニアリトナシ、還元原種法ヲ考案シテ、山陰又昔ノ一種ヲ選出セリ。其系質ノ優良系量ノ豊富ナルヲ以テ其名遠近ニ轟キ、今ヤ同地方ノ製造額ハ數万枚ヲ以テ算スルニ至ル。其蚕糸業ニ貢獻スル労効洵ニ著大ナリ。依テ本会功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈与シ、以テ其功績ヲ表彰ス

明治四十年五月廿日

農商務大臣從二位勲一等 松岡康毅

明治四十年一月二十七日

大日本蚕糸会總裁大勲位功二級 貞愛親王

一 刑法民法トモ其責ヲ受ケタルコトナシ

右

龜井甚三郎

一 明治四十年五月廿日左ノ賞状并二銀盃ヲ拝受ス

功勞賞授与証

鳥取県東伯郡倉吉町

龜井甚三郎